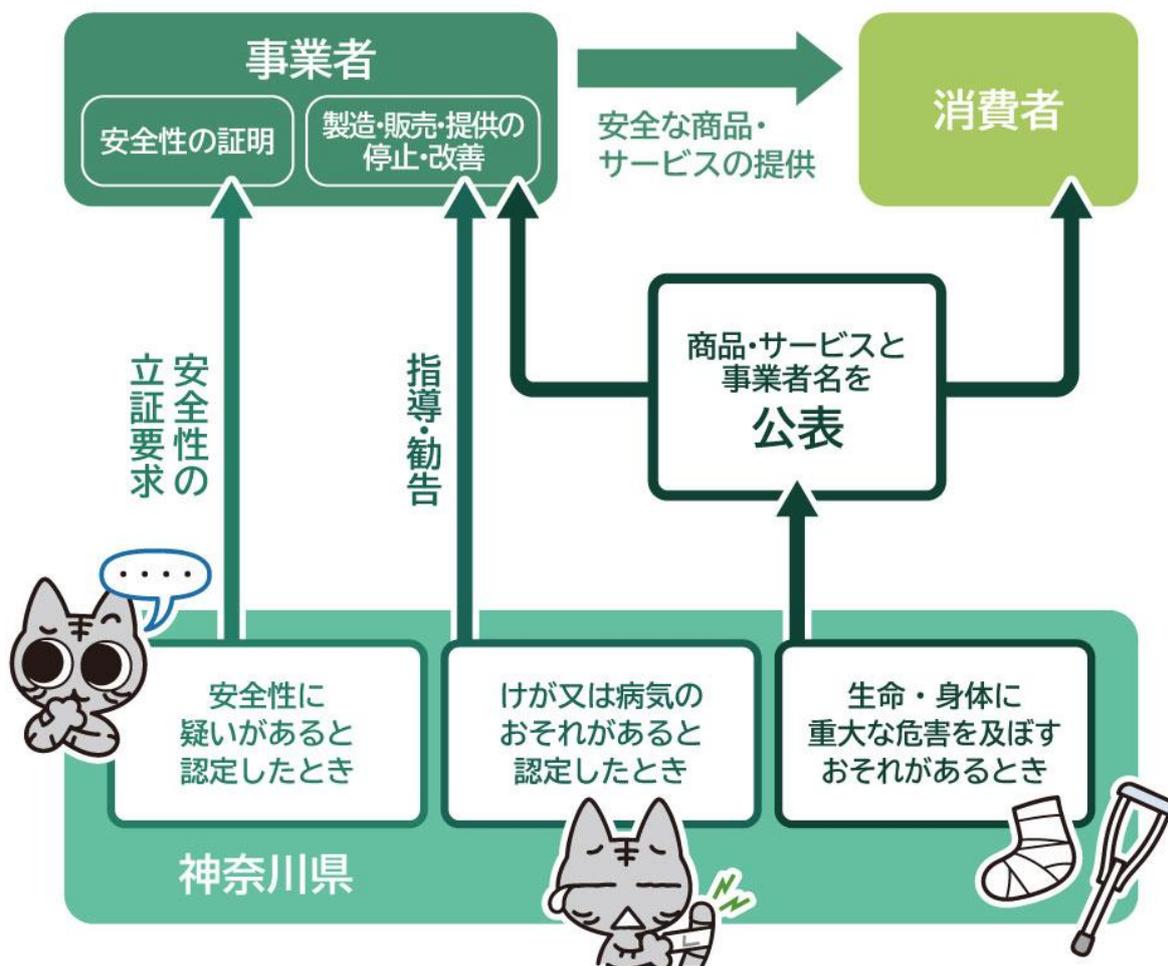




# より安全で安心な暮らしに向けて、 神奈川県消費生活条例が 令和 8 年 4 月 1 日 から 改正されます。

消費者の危害防止については、これまで商品のみが対象でしたが、サービスの多様化が進んでいることを踏まえ、サービスも対象とする条例改正を行いました(令和 8 年 4 月 1 日～)。

## 消費者の危害防止とは



## 改正の概要

- 県は、サービスの安全性に疑いがあると認定したとき、サービスを提供する事業者に対し、そのサービスの安全性を証明するよう求めることができるようになります。(第 6 条)
- 県は、サービスに問題があり、消費者にけがや病気のおそれがあると認定したときに、サービスを提供する事業者に対し、その提供の停止や提供方法の改善などを、指導又は勧告することができるようになります。(第 7 条)
- 県は、サービスの問題によって、消費者の生命・身体に重大な危害を及ぼすおそれがあり、緊急の必要があると認めるときは、サービスの名称やサービスを提供する事業者の名称などを、公表しなければなりません。(第 8 条)
- 県は、事業者に対し、サービスの安全性を証明する資料の提出を求めることができるようになります(ただし、この場合、事業者には正当な補償が行われます)。(第 9 条)

これらの措置は、これまで商品のみを対象としていましたが、令和 8 年 4 月 1 日以降は、サービスも対象に含まれるようになります。

## 事業者の皆様へ

事業者の皆様におかれましては、引き続き、商品やサービスの安全を確保しながら事業活動を行っていただくようお願いします。

## 消費者の皆様へ

商品やサービスに関するトラブルでお困りの方は、お近くの  
**消費生活センター**または**消費者ホットライン188**(局番なし)にご相談ください。

### 消費者ホットライン

い や や  
**188**  
局番なし  
身近な相談窓口につながります!



### 消費生活課 HP

消費者トラブルの相談方法や教材などを掲載しています!



### X(旧 Twitter)

消費者トラブルの注意・警戒情報やお役立ち情報などを発信しています!



問合せ先

神奈川県消費生活課企画グループ 電話(045)312-1121 内線 2622